改正案 現行 ~略~ ~略~ (徴収猶予) (徴収猶予) 第24条 (略) 第24条 (略) 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事 項を記載した申請書に徴収猶予を必要 項を記載した申請書に徴収猶予を必要 とする事由を証明すべき書類を添付し とする事由を証明すべき書類を添付し て、町長に提出しなければならない。 て、町長に提出しなければならない。 (1) 氏名、住所及び個人番号(行政手 (1) 氏名及び住所 続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号)第2条第5項に規定す <u>る個人番号をいう。次条に</u>おいて同 じ。) (2) • (3) (略) (2) • (3) (略) (保険料の減免) (保険料の減免) 第25条 (略) 第25条 (略) 2 前項の規定によって保険料の減免を 2 前項の規定によって保険料の減免を 受けようとする者は、納期限前7日まで 受けようとする者は、納期限前7日まで に次に掲げる事項を記載した申請書に に次に掲げる事項を記載した申請書に 減免を受けようとする理由を証明する 減免を受けようとする理由を証明する 書類を添付して、町長に提出しなければ 書類を添付して、町長に提出しなければ ならない。 ならない。 (1) 氏名及び住所 (1) 氏名、住所及び個人番号 (2) • (3) (略) (2) • (3) (略) 3 (略) 3 (略) ~ 略 ~ ~ 略 ~ 附則

この条例は、平成28年1月1日から施行す